

奈良県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		5.4E-4	3.9E-1	2.6E+1	26.1
64	エトフェンプロックス	2.3E+1	1.6E+1	5.9E+0	1.2E+1	57.1
117	テブコナゾール				2.1E+0	2.1
139	トラロメトリン			1.1E+1	1.0E+0	11.7
140	フェンプロパトリン			3.6E+0		3.6
153	テトラメトリン	2.0E+2	2.7E+0	1.9E+2	5.7E-2	396.4
181	ジクロロベンゼン	3.8E+2	2.2E+2			604.8
225	トリクロルホン		4.7E+0			4.7
248	ダイアジノン		7.1E-1			0.7
251	フェニトロチオン		1.3E+2	3.0E+0	4.9E-2	135.8
252	フェンチオン	4.8E+0	6.8E+1			72.8
256	デカン酸				2.3E+0	2.3
350	ベルメトリン	1.4E+1	3.7E+1	1.4E+1	3.5E+1	99.8
405	ほう素化合物		4.5E-1	1.7E+1	1.4E+0	19.1
427	カルバリル			1.4E+2		142.1
428	フェノプカルブ			1.0E+2	9.4E+1	199.1
457	ジクロールボス	9.4E+1	6.1E+2			708.5
合 計		7.2E+2	1.1E+3	4.9E+2	1.7E+2	2486.7

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等